

令和2年3月27日

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の様に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

計画期間内、従業員へ現存する「仕事と子育て 両立支援制度」の周知率を100%（継続）とする。

<対策>

制度の理解活動を実施

<制度内容>

①妊娠・出産に関する制度

・妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜労働、変形労働時間制の免除など

②育児に関する制度

・育児休業、育児短時間勤務、子の看護休暇など

③不妊治療に関する制度

・不妊治療休暇、不妊治療休業、特定不妊治療の費用補助

④その他の両立支援制度

・テレワーク勤務など

以上

株式会社アドマテックス